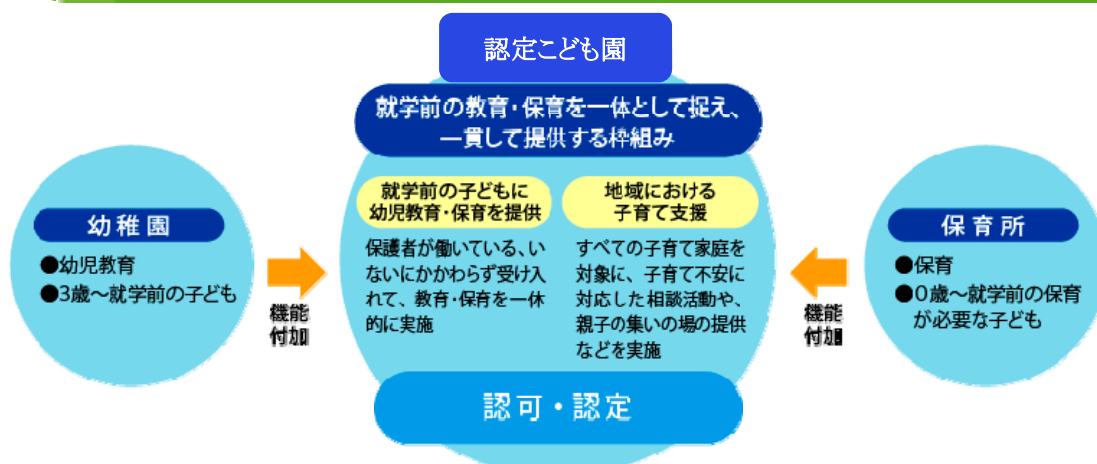


# 認定こども園とは？

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- 1 **就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**  
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 **地域における子育て支援を行う機能**  
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
政令市、中核市に所在する施設 →当該市が認可 上記以外に所在する施設 →大阪府が認可	大阪府が認定	大阪府が認定	大阪府が認定

## 大阪府認定こども園一覧表(平成27年4月1日時点)

	公立		民間				合計
	府所管市町村	政令市・中核市	府所管市町村		政令市・中核市		
			新規	既存	新規	既存	
幼保連携型	5	27	93	3	118	13	259
幼稚園型	0	1	7	0	16	0	24
保育所型	0	0	0	0	4	0	4
合計	5	28	100	3	138	13	287

### 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年六月十五日法律第七十七号) (抜粋)

(設置等の認可)

**第十七条** 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。)の認可を受けなければならない。

#### 2 略

**3** 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

(事業停止命令)

**第二十一条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

**第二十二条** 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

**2** 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

**第二十五条** 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。